

接骨院・整骨院をご利用の皆様へ

公益社団法人 栃木県柔道整復師会より

『健康保険の取り扱い』についてのお知らせ



Q・どんなときなら『接骨院・整骨院』で保険証がつかえるの？

A・接骨院・整骨院では・・・

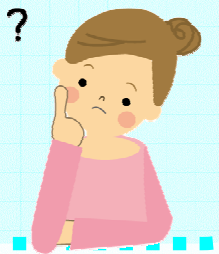
捻挫・挫傷(スジ・筋肉・靭帯などが痛くなった)・**打撲・肉離れ・骨折や脱臼**などで・・・
健康保険証を使った治療を受けることができます。

昔から『**スジを違えた**』『**スジを伸ばした**』ということを言いますが、これらは捻挫や挫傷・肉離れなどがほとんどです。

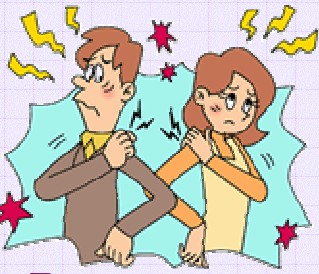
ひどく『**ひねったり・ぶついたり**』しなくても、繰り返しの動作や、長く続く負担で関節を悪くしたり、筋肉・腱・靭帯などが『**知らずしらず**』に傷ついています。

この時にいためたという実感がないこともあり、外傷とは思われないことがあります。

このような外傷を『**亜急性外傷**』といい、これらも**健康保険が使えます**。



A・接骨院・整骨院では・・・



肩こりや筋肉疲労と置いていても、痛みが出た原因があって**筋肉などの軟部組織を傷つけている場合**などは**健康保険での治療対象**となります。

変形性の関節症や**慢性的な痛み**、**老化現象**と置いてあきらめている痛みでも・・・
『**ひねった**』『**転んだ**』『**力を入れた**』『**ぶつめた**』などの**原因**があって、**痛みが強くなった場合**や、**亜急性の外傷**(繰り返し外傷・負担の続いた外傷)により**症状がひどくなったものは健康保険での治療対象**となります。

こんなときは・・・どうするの？

職場での災害や**仕事**が原因でいためたものは、**労災保険**を使用します。

また通勤途中のケガや災害の場合も、**労災保険**での取り扱いとなります。

休み時間やトイレ休憩時のケガなどは、**一般の健康保険**が適用になります。



交通事故は原則として**自賠責保険**(事故の保険)を使います。健康保険で一時立替え払い(患者さんの過失が高い場合など)もできますが、最終的には事故の保険か自己負担で過失分を支払うこととなります。この場合保険者へ**第三者行為届け**をする必要があります。
ご注意ください。

こんなときは・・・だいじょうぶ？

外傷なのか内科的なものか、わからないで来院し、初検をした結果、**異常が見られない場合**や**保険対象外のもの**だと判断した場合は**初検料のみ健康保険**が使えます。不明な方は、その旨を初検時にお申し出下さい。

往診は、痛みや病気・身体の不自由等のために、**歩行**や**通院が困難な場合**に**健康保険**で受けられます。来院が大変だからという理由や他の病院や医院などには**通院**している方は**保険**を使えません。

ただ付き添いによってやむなく**通院**している場合などは、**保険**を使って**往診**を受けられます。

お気軽にお申し出下さい。

